

20 宮城県中小企業団体中央会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号			代表者	会長 佐藤 勘三郎
電話	022-222-5560	ファックス	022-222-5557	ホームページ	https://www.m-chuokai.com/
設立	昭和30年11月24日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 商工金融課
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他 - (-) 千円	- (-) 千円
設立目的(定款等)	県内において中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に基づいて設立された組合並びにその他の中小企業連携組織の育成のために必要な事業を行い、もって組合等の健全な発展と中小企業の振興を図ることを目的とする。				出資等総額 0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

事業	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	受託事業等	90,828	57,718	44,749	商店街近代化・ものづくり支援・外国人技能実習生指導適正化 各事業等
	全体事業に占める割合	69.7%	62.7%	56.8%	
事業2	中小企業連携組織対策事業	26,761	25,497	23,634	中小企業組合等連携組織支援に係る運営相談、調査研究、人材育成、情報提供等の各種事業
	全体事業に占める割合	20.5%	27.7%	30.0%	
事業3	育成団体等助成、総合保障共済事業等	12,403	8,335	9,288	育成団体等への助成、共済制度普及促進事業等
	全体事業に占める割合	9.5%	9.1%	11.8%	
その他の事業	小企業者組織化指導事業	241	441	1,131	取引力強化推進事業
	全体事業に占める割合	0.2%	0.5%	1.4%	
全体事業費		130,233	91,991	78,802	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
行政、各経済活動支援団体等との協働を図り、引き続き中小企業の連携・組織化支援に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や地震による被害及び企業が直面している多岐にわたる戦略課題に機動的に対応し、中小企業組合等の支援に不断に取り組む。また、東日本大震災からの地域経済の復興・発展をけん引する中小企業の事業活動を今後とも全力で支援していく。	中小企業がコロナ禍や不安定な国際情勢による景気の低迷、デジタル化の進展や働き方改革等による経営環境の変化に対応し、その経営基盤を強化していくためには、組織化による事業活動が有効な手段となる。このことから、中央会において、中小企業の組織化を促進し、その共同事業の推進や運営支援を積極的に展開していくとともに、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業組合等に対するきめ細やかな支援を継続していくことが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
正副会長会議、理事会にて事業運営、財務内容等について評価・検討した。(正副会長会議5回、理事会3回) 組合設立(4件)及び会員組合の監査指導(75件)、現場指導(1,678件)、所内相談(5,346件)を実施した。 組合等が抱える運営上の問題等に対して専門家を派遣し、指導・助言(80件)を行った。 移動中央会を地方都市及び仙台市内で開催し、各業界や青年経営者等を対象として現状の把握や要望事項等の確認を行い、関係機関等に対しても情報(状況)提供を行った。	中央会が作成した新たな3か年計画の1年目として、組合の運営適正化と地域連携による活性化の推進を図り、組合ごとに抱える問題を解決するため専門家を派遣し、指導・助言を行っていることや、新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けた会員組合及び令和3年2月の福島県沖地震等で被災した会員組合等に対する支援対応等について評価できる。また、県内各地を回り積極的に課題や要望等の把握に努めるなど相談対応の強化を図っている点について評価できる。 今後は、新3か年計画に基づく重点項目を着実に実施するとともに、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えて会員組合を支援していくことが期待される。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	新型コロナウイルス感染症等に対応するための「感染症対応マニュアル(BCP)」を策定した。 よりよい職場環境の実現と組織全体のコンプライアンス意識の一層の向上を図ることを目的として外部講師を招聘しハラスメント等防止に関する研修会を数回にわたり実施した。 法令全般及び労働環境面に於ける対応を強化するために新たに弁護士及び社会保険労務士との顧問契約を締結し必要に応じ指導助言等を受ける体制を整備した。	新型コロナウイルス感染症対策として、「感染症対応マニュアル(BCP)」を策定した点については評価できる。策定したBCPに基づく訓練を実施するなど実効性を高めることを期待する。 外部講師を招いてハラスメント等に関する研修会を開催した点については評価できる。 弁護士及び社会保険労務士との顧問契約に基づき、積極的に助言を受けて、コンプライアンスの強化及びさらなる労働環境の改善を期待する。	A
ロ 財務の健全性 ※1	公認会計士(顧問)による指導を適宜受け、財務状況及び管理面に於ける健全性の確保に努めている。 新型コロナウイルス感染症の絶え間のない感染の波もあり、組合設立相談の大きな部分を占めていた外国人技能実習生に関する案件が減少し、全体設立件数も前年度の半分となる等、自主財源確保には厳しい環境であるが、共済制度の普及推進を図るなど財源の確保に努めている。	公認会計士の指導による財務の健全な運用及び適切な予算管理に取り組んでおり評価できる。また、自己資本比率、経常利益率のさらなる増加に期待したい。 新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の自粛は緩和されつつあるが、自主財源確保には厳しい状況が続くことが見込まれることから、適正な財務管理について指導を行っていく。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	行政や各経済活動支援団体等との協働、連携強化をより一層推進するとともに、今後、中小企業や小規模事業者(個人)を対象とした賛助会員制度を新設し、本会の事業活動範囲の拡充を図り且つ自主財源の確保にも繋げていくことを計画している。	引き続き、新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢による景気の低迷などにより賦課金収入減少による自主財源の低下が見込まれるため、より効果的・効率的な事業の運営と適切な財務管理に努められたい。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	203,105	195,881	188,617	△ 7,264
	流動資産	203,105	195,881	188,617	△ 7,264
	固定資産	0	0	0	0
	うち有形固定資産	0	0	0	0
	負債合計	186,449	178,594	170,672	△ 7,922
	流動負債	186,449	178,594	170,672	△ 7,922
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産	16,656	17,287	17,945	658
資本金	0	0	0	0	
利益剰余金	16,656	17,287	17,945	658	
収支計算書	事業収入	327,834	276,320	270,551	△ 5,769
	事業外収入	3,225	9,063	9,091	28
	収入計	331,059	285,383	279,642	△ 5,741
	事業費	291,902	249,997	233,836	△ 16,161
	管理費	28,763	24,947	35,548	10,601
	事業外支出	10,333	9,807	9,101	△ 706
	支出計	330,998	284,751	278,485	△ 6,266
	当期収支差額	61	632	1,157	525
県の財政的関与	補助金	155,779	150,184	151,373	1,189
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	155,779	150,184	151,373	1,189
	総収入 ※3	331,059	285,383	279,642	△ 5,741
	総収入に対する補助金等割合	47.1%	52.6%	54.1%	
	単年度貸付額	1,500,000	1,500,000	1,000,000	△ 500,000
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 （なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益【損益計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
自己資本比率	純資産合計(株主資本)÷資産合計(総資産)×100	8.2%	8.8%	9.5%	0.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	108.9%	109.7%	110.5%	0.8%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	経常利益÷売上高×100	0.0%	0.2%	0.4%	0.2%
販売管理費比率	販売費及び一般管理費÷売上高×100	8.7%	8.7%	12.7%	4.0%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	38 (0)	37 (0)	37 (0)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	23	23	23	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	プロパー職員	23	23	23					
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	43.0			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
上記以外の職員(※5)	8	8	8						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

20 宮城県中小企業団体中央会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	□	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
<p>新型コロナウイルス感染症等に対応するための「感染症対応マニュアル（BCP）」を策定した。</p> <p>よりよい職場環境の実現と組織全体のコンプライアンス意識の一層の向上を図ることを目的として外部講師を招聘しハラスメント等防止に関する研修会を数次にわたり実施した。</p> <p>法令全般及び労働環境面に於ける対応を強化するために新たに弁護士及び社会保険労務士との顧問契約を締結し必要に応じ指導助言等を受ける体制を整備した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、「感染症対応マニュアル（BCP）」を策定した点については評価できる。策定したBCPに基づく訓練を実施するなど実効性を高めることを期待する。</p> <p>外部講師を招いてハラスメント等に関する研修会を開催した点については評価できる。</p> <p>弁護士及び社会保険労務士との顧問契約に基づき、積極的に助言を受けて、コンプライアンスの強化及びさらなる労働環境の改善を期待する。</p>	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

20 宮城県中小企業団体中央会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。 または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合＝補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)＝(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				10

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>公認会計士(顧問)による指導を適宜受け、財務状況及び管理面に於ける健全性の確保に努めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の絶え間のない感染の波もあり、組合設立相談の大きな部分を占めていた外国人技能実習生に関する案件が減少し、全体設立件数も前年度の半分となる等、自主財源確保には厳しい環境であるが、共済制度の普及推進を図るなど財源の確保に努めている。</p>	<p>公認会計士の指導による財務の健全な運用及び適切な予算管理に取り組んでおり評価できる。また、自己資本比率、経常利益率のさらなる増加に期待したい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の自粛は緩和されつつあるが、自主財源確保には厳しい状況が続くことが見込まれることから、適正な財務管理について指導を行っていく。</p>	B

<参考指標>
合計点が
11～13点の場合：A(概ね良好)
7～10点の場合：B(改善の余地あり)
3～6点の場合：C(改善措置が必要)
0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)